

一般財団法人新潟県バスケットボール協会 謝金等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会(以下「本協会」)が支払う謝金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(労務内容及び支給対象者)

第2条 諸謝金の対象労務の内容及び支給対象者については、別表に定めるとおりとす。ただし、関係先等から別途謝金等が支払われる場合は支給しないものとする。

(諸謝金の対象となる会議等)

第3条 諸謝金の対象となる会議等は、理事会が本協会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議等とする。

(食事代)

第4条 食事代は土日祝日に限り 5 時間以上労務する場合に限り 1,000 円を支給する。
ただし、関係先等から支給がある場合は支給しないものとする。

(支払)

第5条 諸謝金は、支給対象者本人に対して支払うものとする。

(雑則)

第6条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関して必要な事項は会長が定める。

2 第2条の規定に関わらず特別な事情がある場合は、会長の決裁により金額を調整することができる。

附 則 この規程は、令和 5 年6月 12 日から施行する。

令和 7 年 3 月 16 日一部改定

令和 8 年 8 月 19 日一部改定

別表(第 2 条関係)

労務内容	支給対象者	単価	備考
競技会	ドクター	20,000 円/日	
	看護師	8,000 円/日	
	審判	1,000 円/試合 1,500 円/試合	県大会準決勝以上
	MM コミッショナー	500 円/試合	
	運営スタッフ	3,000 円/日	
	準備担当	10,000 円/一人	
	医科学サポート	5,000 円/日	
講習会・研修会・普及	看護師	6,000 円/日	
	指導者養成講習会講師	JBA 規程による	
	審判インストラクター	JBA 規定による	
	キッズサポーター 養成講習会講師	12,000 円/日	
	TO 講師(外部)	10,000 円/日	中央派遣講師
	TO 講師(当協会)	4,000 円/日	県協会 TO 委員会
	MMC 講師	4,000 円/回	
	運営サポートスタッフ	3,000 円/日	
	医科学講習会講師	20,000 円/回	ドクター対象
	U12 クリニック講師	12,000 円/回	普及事業
	リフレッシュポイント 研修講師	20,000 円/回	県協会派遣講師
	外部講師	都度決定	執行理事で決定
DC 活動	スタッフ	3,000 円/日	
国スポ活動	コーチスタッフ	別途定める	
	審判	3,000 円/半日 5,000 円/日	交通費込
	医科学サポート	5,000 円/日	
裁定委員会 規律委員会	委員会	3,000 円/回	
	調査業務など	5,000 円/回	ヒアリングなど
	報告書等作成業務	30,000 円/案件	
諸会議	当協会事業の会議	1,000 円/日	事前に開催確認要
	オンライン会議	なし	
JBA 等主催競技会	運営スタッフ	都度決定	執行理事で決定
Wリーグ他招致事業	運営スタッフ	8,000 円/日	
普及イベント	運営スタッフ	6,000 円/日	

※記載がない事業に関しては、業務執行理事が別途定めることとする。